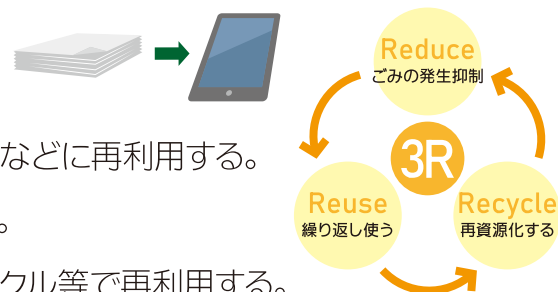


## 事業所のごみを減らすための方法

### 事業所の事務用品などについて

- ◆ 紙媒体を電子媒体に移行して紙の使用量を減らす。
- ◆ 片面コピーを両面コピーに変え、使用枚数を減らす。
- ◆ 会議資料の簡素化やミスプリントの用紙をメモ用紙などに再利用する。
- ◆ 事務用品などは詰替えできるものに切り替えていく。
- ◆ コピー機やプリンターのインクカートリッジはリサイクル等で再利用する。
- ◆ 事業所の机やイス等を購入するときは最終的に処分しやすいものを選んで購入する。



### 事業所のコップ類や消耗品などについて

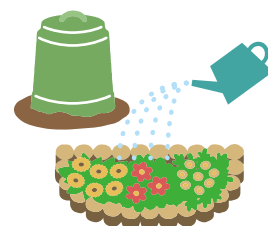
- ◆ 事業所内で使用する使い捨てコップや箸などをマイカップなど再利用できるものに切替えていく。
- ◆ 使用済み又は送られてきた封筒や紙類などは、できるだけ再利用する。
- ◆ 事業所内及び現場で発生したカンやペットボトルなどは、できるだけリサイクルできるよう水洗いして資源ごみとして処理する。



### 事業所内で発生する食品残さについて

- ◆ 残飯、茶殻、調理くず、賞味期限切れの食品残さの廃棄を減らしていく。(食べ残しをしないなど)
- ◆ 事業所内で発生する食品残さなどは生ごみ処理機などで堆肥化し、事業所周围で菜園づくりや花づくりなどに利用する。

※生ごみ処理機を購入された際に、補助金を交付しています。  
詳しくは環境整備課までお問い合わせください。



### 事業所のリサイクルに向けた取り組み

- ◆ 事業所から排出されるごみの総量を減らすと処理費用も削減できますので、事業所一丸となって取り組んでいただくと効果額も大きくなっていきます。
- ◆ 事業所が一丸となって取り組まれることが事業所のイメージアップにもなり、クリーンな印象を与えることになります。

将来に向けて美しい西ノ島を未来のこどもたちへ引き継いでいくため、  
**事業者の皆様「リサイクル」と「ごみの減量化」へ**  
ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

西ノ島町役場環境整備課 電話 08514-6-1748 / FAX6-0186  
ごみ焼却施設 清美苑 電話 08514-6-1338 / FAX6-1338

## 事業活動に伴う廃棄物は 適正に処理しましょう

～事業所の皆様のご理解とご協力をお願いいたします～

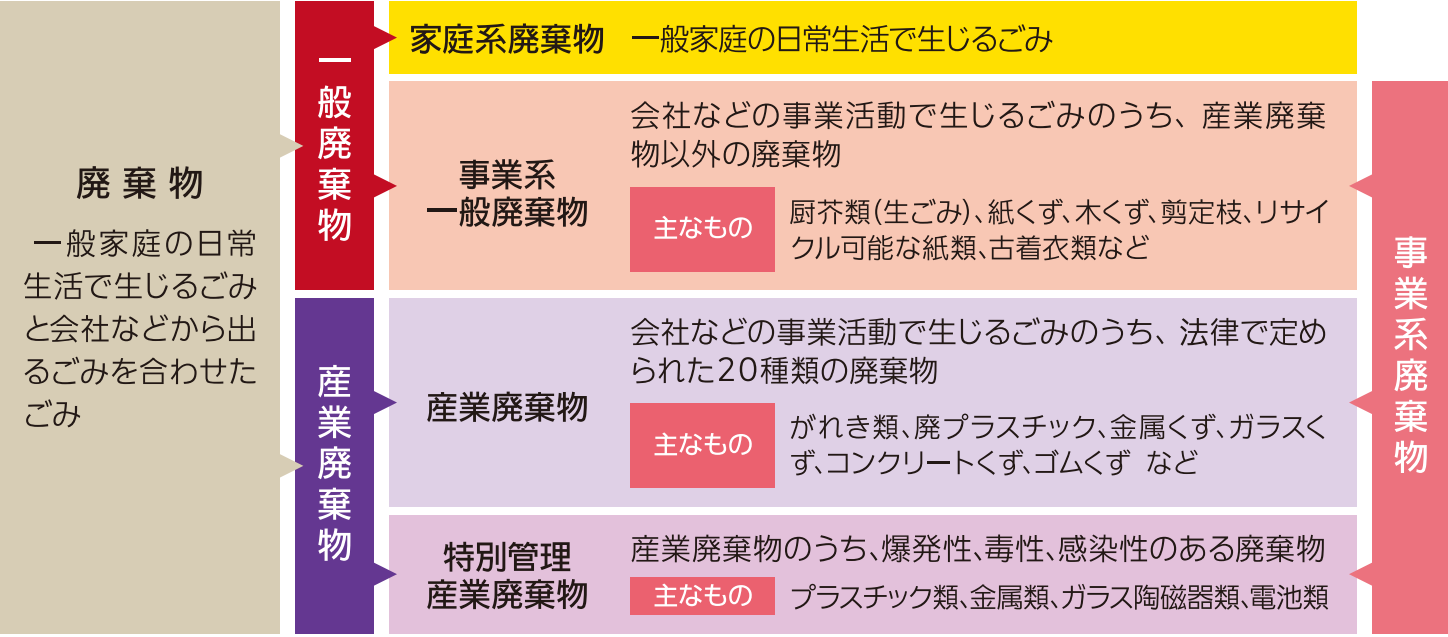
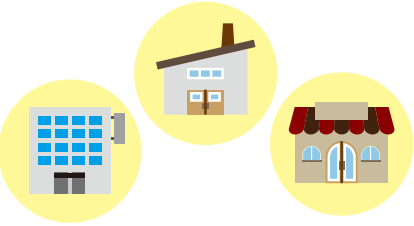


令和2年4月発行  
西ノ島町環境整備課

3R Reduce Reuse Recycle

1. 事業系廃棄物の定義

町内の会社や事務所、店舗などの事業所から排出される廃棄物(ごみ)は、一般家庭から出されるごみとは違い、『事業系一般廃棄物』と『産業廃棄物』、『資源ごみ』の3つに分類され、一般家庭から出されるごみとは別に、『事業系廃棄物』として事業者自らが責任をもって適正に処理しなければいけないことになっています。



2. 事業系ごみの内容と処理方法

| 区 分      | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 処理方法                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 事業系一般廃棄物 | <p><b>紙類(雑紙・ダンボール・紙コップ)、生ごみ(厨芥類)、木くず(指定要件を具備するもの)、布類(作業服・制服等)</b></p> <p>※ 紙 類 建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは除く。</p> <p>※ 厨芥類 食料品製造業などの業種から発生する厨芥類は産業廃棄物（動植物性残さ）となります。</p> <p>※ 木くず 建設業、木材・木製製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業などの業種から発生する木くずは除く。</p> <p>※ 布 類 ボタンなど金属類を除去した作業服や制服等は持込可能。</p> | <p>清美苑に直接搬入することができます。</p> <p>※家庭ごみと同様に諸条件を満たすことが必須。</p>     |
| 産業廃棄物    | <p><b>廃棄物処理法で定められている20品目</b></p> <p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、* 紙くず、* 木くず、* 繊維くず、動植物性残さ(固形状の残さ・あら等)、動物系固形不要物、動物のふん尿(家畜ふん尿)、動物の死体等</p> <p>(注意) * 特定事業者が排出する場合に限り産業廃棄物となる。</p>                                                          | <p>産業廃棄物収集運搬業許可業者へ処理を依頼ください。</p> <p>※産業廃棄物の分類は別紙のとおりです。</p> |
| 資源ごみ     | <p><b>新聞紙・折込チラシ、空きカン・空きビン・ペットボトル(但し、洗浄されているものに限りです)</b></p> <p>※ 洗浄されていない場合や混在している場合には事業系一般廃棄物となります。</p>                                                                                                                                                                             | <p>清美苑に直接搬入することができます。</p>                                   |

**<個人所有建物の解体工事で発生する木くずの取扱い>**

危険な空家の発生等を抑制するため、個人所有の建物解体を業者依頼した場合に発生する木くずを一般家庭と同様に処理されているものについては一般ごみとして清美苑で受入を行います(直径 10cm、長さ 1m 以内に切って、釘・ビスなどの金属類を外した状態)。但し、その際には個人所有建物を解体したものであることを証明する書類が必要です。

3. 事業系廃棄物の処理方法は？

会社やお店、事務所、工場などの事業活動から生じる廃棄物は、家庭ごみとは違って、ごみステーションへ持込みはできないことになっています。但し、リサイクルできるものは、資源ごみとして、生ごみや紙類などは所定の要件を満たしていれば、一般家庭と同様に清美苑で受入ることが可能です。

| 事業系一般廃棄物として受入が可能なもの |                                                                                                                           |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 紙類                  | <p>● 事業所で発生する紙くずは<b>ホッチキスやクリップなどは取り除くこと。</b></p>                                                                          |
| 厨芥類                 | <p>● 生ごみなどは、<b>しっかり水切り</b>をしていること。</p> <p>● 生ごみは少量であること。(できるだけ食品ロスに努めましょう)</p>                                            |
| 木くず                 | <p>● 木くず(剪定枝、木板、パレット等)は<b>直径10cm、長さ1m以内に切って、釘、ビス、金具類は必ず除去した状態</b>になっていること。</p>                                            |
| 布類                  | <p>● <b>ボタン、ファスナーなどは除去</b>すること。</p>                                                                                       |
| 資源ごみ                | <p>● カン、ビン、ペットボトル、古紙(新聞紙)は、一般家庭と同様にごみ出しできます。</p> <p>● 新聞紙(折込チラシ含む)は、<b>ホッチキス等は取り除き、2つ折りもしくは4つ折りで十字に縛った状態</b>になっていること。</p> |

4. 事業者の処理責任

会社などから出るごみは、ごみの量の大小に関わらず、事業者が責任を持って適正に処理しなければいけないことになっています。そのため、事業所で発生したごみ(一般廃棄物・産業廃棄物・資源ごみ)を正しく分別することや、排出量削減に向けてリサイクルに取り組むなど、**事業所内で一丸となつてごみの減量化や再利用など積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。**

事業所がごみの減量化に取り組むことは・・・

**地域貢献**

まちをきれいにすることにつながる

**クリーンなイメージ**

事業所のイメージアップ

**コスト削減**

事業所のごみの減量化による経費節減

| 産業廃棄物収集運搬業許可業者（参考） |               |        |        |                                       |
|--------------------|---------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 事業者名               | 住所            | TEL    | FAX    | 対象品目                                  |
| (有) 近藤鉄工           | 西ノ島町美田 3523-6 | 6-1331 | 6-1332 | 廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリートくず、がれき類 等 |
| (株) 道島屋            | 西ノ島町浦郷 223-4  | 6-1768 | 6-0489 |                                       |
| (有) 日本海商事          | 西ノ島町美田 2117-3 | 7-8525 | 7-8526 |                                       |
| 原交通 (有)            | 西ノ島町浦郷 241    | 6-0056 | 6-0881 |                                       |